

武蔵野市住まいの防犯対策補助金 よくあるお問い合わせQ & A

	質問	回答
1	申請期間を教えてください。	令和7年6月1日（日）から令和8年1月31日（土）までです。 令和7年4月1日以降に購入等した防犯対策が対象となります。
2	申請方法を教えてください。	申請方法は、①窓口※平日のみ（武蔵野市役所西棟5F安全対策課、各市政センター）、②郵送、③電子申請となります。
3	補助率、補助上限額を教えてください。	補助率は9/10以内で、補助上限額は5万円（1000円未満切捨て）となります。また、振込手数料等は補助対象外です。
4	4万円の防犯カメラと2万円の防犯フィルムを購入・設置しました。補助金額はいくらですか。	補助金額は5万円です。（4万円＋2万円＝6万円、6万円の9/10＝5万4千円、補助上限額5万円）
5	2万2,345円のカメラ付きインターホンを購入しました。補助金額はいくらですか。	補助金額は2万円です。（2万2,345円の9/10＝20,110.5円、1000円未満切り捨てとなります。）
6	5万円に達するまで、何度でも申請できますか。	申請は1世帯1回限りです。 申請額が上限額以下でも、同1世帯の申請は1回しかできません。
7	防犯設備を複数購入しましたが、申請はできますか。	複数品目の申請が可能です。ただし、申請は1回限りですので、まとめて申請してください。
8	防犯カメラやカメラ付インターホンのような設置工事が必要なものは、工事費用も補助対象になりますか。	専門業者による取付け作業や工事費用も補助対象となります。防犯フィルム等を設置・取付け依頼をした場合、その施工費用も対象となります。工事の内容及び費用がわかる書類を提出してください。（「工事一式」等の記載では受付できません。）
9	補助対象物品にかかる記録媒体（SDカード等）や周辺機器は対象になりますか。	補助対象物品の購入時に合わせて、機器を使用する上で必要最低限の範囲内において購入した記録媒体（SDカード等）や周辺機器は補助対象となります。必要最低限の範囲外の記録媒体（SDカード等）や周辺機器（データ保管拡張機器やスマートリモコン、ソーラーパネル等）は対象外となります。なお、本事業の譲渡・転売等の目的で購入した場合、補助を受けられませんのでご注意ください。また、交付決定後に譲渡・転売等が認められた場合、補助金は返還していただきます。
10	申請には何が必要ですか。	① 住まいの防犯対策補助事業交付申請書兼請求書（市指定様式） ② 本人確認書類（免許証・マイナンバーカード・保険証等） ③ 領収書等 ④ 設置工事を実施した場合は工事内容、支払金額、領収日等がわかる書類 ⑤ 振込先口座が分かるものの写し（通帳やキャッシュカードのコピー等） ⑥ 申請者（世帯主）以外が窓口提出する場合は委任状

11	領収書の宛名と申請者本人が異なる場合は申請可能ですか。	原則、申請者本人宛名の領収書をお願いしていますが、申請日時点での世帯員であれば可能
12	申請してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいの時間がかかりますか。	概ね4か月程度を見込んでいます。
13	二世帯住宅での申請は可能ですか。	それぞれの世帯で申請できます。
14	共同住宅（賃貸住宅）に住んでいる場合は申請できますか。	共同住宅（賃貸住宅）にお住まいの方も申請いただけます。但し、共用部分（廊下の壁等）への工事については、補助対象外です。専用部分（玄関扉、窓枠等）への工事や防犯カメラによる共用部分の撮影は、事前に所有者又は管理組合等の同意をもらってください。 （交付申請書兼請求書裏面のチェック欄にチェックしてください。）
15	公的住宅（市営、都営、UR等）に住んでいる場合は申請できますか。	設置工事を伴う防犯設備等を購入する場合は、購入前にそれぞれの住宅の管理者にお問い合わせください。ただし、共用部分（廊下の壁等）への工事は対象外です。承諾を得ましたら、交付申請書兼請求書の裏面チェック欄にチェックをお願いします。
16	インターネットでの購入も対象になりますか。	対象となりますが、領収書等の提出は必要です。ただし、フリマアプリなどで購入する場合は、対象になりません。
17	購入時にクーポンやポイントを利用した場合、補助対象額はどれになりますか。	クーポン割引やポイントを利用した支払いは、割引後の金銭支払い額が購入金額として補助対象額となります。
18	購入に伴い付与されたポイント等は、購入費用から減額されますか。	付与されたポイント等は、購入費用から減額し、補助率を適用して補助金額を決定します。
19	リースでの設置は補助の対象になりますか。	リース料やレンタル料は補助対象外です。
20	防犯ブザーや防犯スプレー等の携帯できる護身用具は補助の対象になりますか。	住宅等に設置されるもの以外は、対象になりません。

21	防犯対策品を自分で取り付けた場合に購入した配線等材料費は補助の対象になりますか。	設置工事費が伴った場合のみ補助対象となりますので、個人で設置した際は対象となりません。
22	工事費はすべて対象になりますか。	撤去費、処分費など防犯対策品の設置以外の経費は対象外になります。
23	購入する店舗に制限はありますか。	市内の店舗に限らず、市外の店舗やインターネットでの購入も対象となります。ただし、個人売買や支払いの事実が確認できない場合は対象外とします。
24	世帯主が申請することになっているが、窓口に世帯主以外が提出しに行っても良いか。	世帯主以外が窓口で申請書を提出する場合、委任状が必要となります。また、代理人の本人確認も必要です。
25	同一の機器等に対して、他の補助事業との併用は可能か。	同一の機器等に対して、他の補助事業と併用して申請することはできません。
26	共同住宅（賃貸住宅）に防犯カメラを設置しても良いか。	共同住宅（賃貸住宅）にお住まいの方も防犯カメラを設置した場合、補助対象となります。但し、専用部分（玄関扉、窓枠等）への設置に限ります。（Q14参照）
27	ATMで支払いをした場合、領収書の扱いはどうなるのか。	ATM取引明細書が領収書の代わりとなります。また、購入品名や型番等を確認するため、ほかに納品書等の提出も必要となります。
28	防犯機器の延長保証については、どのような取り扱いになるのか。	追加で延長保証を購入しているのであれば、対象とはなりません。
29	防犯目的（防犯カメラの代用）として、ペット用や介護用でも使用される「見守りカメラ」を購入して玄関前等屋外に設置した場合、対象となるか。	一般的に室内に設置される見守りカメラについては、侵入盗被害の防止にならないため対象外となります。あくまで「侵入盗被害の防止」に有用な機器を購入された方に対して補助を行っておりますので、購入される前にご相談ください。
30	補助対象となる防犯砂利とはどのようなものか。	不審者の住宅への侵入を防ぐことを目的に、踏むと大きな音が鳴るようにつくられた砂利です。「防犯砂利」として一般販売されているものが対象です。防犯目的に販売されていない、ガーデニング用の砂利は補助対象外です。